

函 環 日

令和6年(2024年)1月30日

報道機関 各位

環 境 部 長

日乃出清掃工場整備工事に伴う可燃ごみの処理について

このことについて、別添のとおりお知らせします。

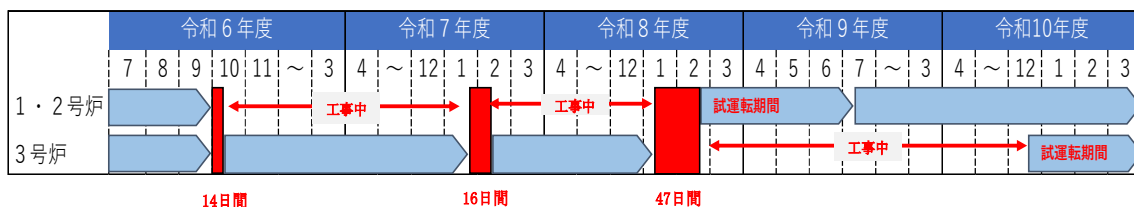
(環境部日乃出クリーンセンター施設整備担当 51-5165)

日乃出清掃工場整備工事に伴う可燃ごみの処理について

日乃出清掃工場整備工事は、既設建屋を利用し、施設稼働と並行して焼却炉を更新することとしており、令和11年4月の供用開始に向け、令和5年4月から工事に着手しています。

令和6年度からは1号炉と2号炉が、令和8年度からは3号炉が更新工事に入りますが、この期間中において、すべての焼却炉を停止する期間や新焼却炉の試運転期間を予定していることから、一時的に日乃出清掃工場では処理できないごみが発生します。

〈焼却炉更新スケジュール〉



※ ■ すべての焼却炉が停止する期間

〈ごみ排出量（可燃ごみ）の想定〉

(t)

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
排出想定量	75,500	75,000	74,400	74,000	73,300



市民生活や事業活動に支障が生じないように、適切にごみ処理を行うため、次のとおり対策を進めます。

1 工事期間中を通じた対策（令和6年度から令和10年度）

(1) ごみ排出量の抑制

- これまで市民や事業者の皆様にご協力いただいている減量化や再資源化の取り組みをさらに推進していくため、別紙の事業に取り組めます。（別紙）

(2) 既設3号炉焼却能力の確保

- 令和6年10月から令和9年1月までは、既設3号炉のみでの焼却となるため、所定の焼却能力が発揮できるよう、また、予期

せぬ不具合により焼却炉が停止することのないよう、予防的な整備を進めます。

(3) 非腐敗性可燃ごみの処理

- ・ 引越しや片付けなどにより搬入される可燃ごみのうち、非腐敗性の可燃ごみは、環境部の施設内に一時保管し、焼却炉の稼働状況に応じて焼却するほか、再資源化が可能な民間の廃棄物処理業者への処理委託を検討します。

(4) 草木類の処分先の変更

- ・ 日乃出清掃工場整備工事が終了するまでの期間は、事業者が搬入している草や枝等の処分先を、令和6年8月（予定）から七五郎沢廃棄物最終処分場に変更し、埋め立て処分します。

2 令和6年10月のすべての焼却炉が停止する期間の対策

この期間の想定排出量約3,000トンの可燃ごみの処理について、上記「1 工事期間中を通じた対策」に加え、次の対策を実施します。

(1) 市民・事業者への協力依頼

- ・ 休炉期間中の可燃ごみの排出を抑制するため、市民や事業者に対し、自宅や事業所において一時保管できるものなどは、できる限り休炉期間以外の時期に排出するよう協力を依頼します。

(2) 官公庁などへの協力依頼

- ・ 官公庁などから排出される多量の紙類等についても、休炉期間以外の時期に排出するよう協力を依頼します。

(3) 可燃ごみ貯留ピットの最大限の活用

- ・ 日乃出清掃工場内可燃ごみ貯留ピットに最大限積み上げ保管します。

(4) 近隣自治体焼却施設への処理依頼

- ・ 渡島廃棄物処理広域連合のごみ処理施設「クリーンおしま」（北斗市）へ搬入し焼却処分を依頼します。
- ・ なお、ごみの分別が異なることから、処理依頼する自治体の分別に適合するよう、市民周知を実施します。

3 更なる対策の検討

令和6年度以降は、すべての焼却炉が停止する期間や試運転期間などにおいて、各種対策を実施し可燃ごみの処理に努めますが、排出量が想定を上回ることや、対策量が想定を下回ることも考えられます。

特に令和8年度においては、40日以上のお休炉が予定されているため、相当量の可燃ごみ処理が必要になります。

このため、更なる対策として、近隣以外の自治体への処理依頼や非腐敗性以外の可燃ごみの一時保管など、対策の拡充に向けた協議・検討を進め、最大限処理できるよう努めるとともに、それでもなお処理できない場合に備え、七五郎沢廃棄物最終処分場への埋め立てについて、専門家等の意見を踏まえた埋立方針の策定を検討します。

なお、対策の実施にあたっては、清掃工場や埋立処分場の近隣住民および関係者に説明し、理解を得ながら進めることとします。

※令和7年度以降の対策については、内容が決まり次第、改めて報告します。

可燃ごみ減量化・再資源化の取り組み

ごみの減量化・再資源化につきましては、持続可能な循環型社会の形成を推進するため、これまで各種取り組みを進めてきました。

こうしたなか、脱炭素社会の実現に向けてライフスタイルの転換が求められていることや、日乃出清掃工場の整備工事に伴い、処理能力の減少が見込まれていることを踏まえ、これまで以上にごみの排出抑制を進めていく必要があります。

このため、市民・事業者の皆様が主体的に取り組んでいただけるよう、総合的かつ効果的なごみの減量化・再資源化の施策に努めていきます。

1 減量化について

(1) 厨芥類（生ごみ）の減量化

- ①ダンボールコンポストやバック型コンポストの普及など、家庭の生ごみ減量化対策の拡充に努めます。
- ②事業所から排出される生ごみの減量を図るため、生ごみ処理機の普及など啓発に努めます。
- ③生ごみの水切り励行を促進します。

(2) 食品ロスの削減

- ①フードドライブの促進
まだ食べられるのに捨てられてしまう食品を、必要な方へ寄付する取り組みであるフードドライブを促進します。
- ②てまえどり運動や食べ残し持ち帰り推奨事業
販売店での期限切れ廃棄を削減することを目的としたてまえどり運動や飲食店などで、どうしても食べ残してしまった食品を持ち帰ることを推奨する食べ残し持ち帰り推奨事業により、できる限り無駄に捨てられる食品を減量します。

2 再資源化（リサイクル）の促進について

(1) 古着のリサイクル促進

常設の回収拠点を設けた古着のリサイクルを拡充するほか、民間事業者による再資源化の取り組みを広く市民へ周知し、再資源化を促進します。

(2) 古紙のリサイクル促進

- ①集団資源回収の取り組みについて、市民がホームページで回収日や回収方法を検索できるよう利便性の向上を図るほか、雑がみについては、リサイクル可能な資源であることを周知啓発するなど、更なるリサイクルの促進を図ります。
- ②民間古紙回収ステーション等の設置状況を市のホームページで広く市民へ紹介することで、再資源化を促進します。

(3) プラスチック類のリサイクル促進

- ①現在再資源化を実施している容器包装プラスチックに加え製品プラスチックについても、リサイクルできるよう検討します。
- ②容器包装プラスチックやペットボトルのリサイクルを促進するため、分別の徹底など市民への啓発に努めます。